

「恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」及び「恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」の制定への意見募集について

1. 趣旨

当市の条例等並びに岐阜県の条例及び規則に基づく手続等に関し、従来の書面による手続等に加えて、情報通信技術を活用した手続き等を行えるよう、通則条例として制定（各条例等を個別に改正することなく通則として規定）することで、情報通信技術を活用した行政の推進を図ります。

2. 制定の背景

「情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（デジタル手続法、令和元年改正・令和元年12月施行）」では、国の手続等における情報通信技術の活用推進について規定するとともに、地方公共団体に対しても同様の施策を講ずる努力義務が定められています（第9条）。

当市でも、手続等の情報通信技術の活用を進めているところですが、各手続等の根拠条例等の規定により書面が前提とされるものも多いのが現状です。

3. 条例（案）の概要

（1）目的

当市の条例等並びに岐阜県の条例及び規則に基づく手続等に関し、従来の書面による手続等に加え、情報通信技術を活用した手続き等を行うことを可能とするための共通する事項を定め、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とします。

（2）内容

- ・申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知について、他の条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織でおこなうことができることを規定します。
- ・申請や届出等の手続きを電子的に行う方法、その法的効力、電子署名及び手数料納付の取扱いについて規定します。
- ・行政からの処分通知等を電子的に行う方法、その到達時期及び本人同意の取扱いについて規定します。
- ・縦覧・閲覧及び文書の作成・保存を電磁的記録により行う方法について規定します。
- ・対面確認や原本確認が必要な手続など、情報通信技術の利用が適当でない手

続の取扱いについて規定します。

- ・添付書類の省略、情報システムの整備、オンライン手続の公表並びに施行に必要な事項の規則への委任について規定します。

(3) 施行年月日 令和8年10月1日

4. 規則（案）の概要

(1) 目的

条例の施行に関し必要な事項を定めます。

(2) 内容

○申請等の電子化に関する事項を規定します。

- ・申請等に用いる電子情報処理組織の範囲
- ・申請等の際に入力すべき事項、添付書類等の取扱い及び同一内容書類の省略の取扱い
- ・電子署名及び電子証明書その他市長が定める方法による本人確認措置
- ・電子申請に伴う手数料等の納付方法及び電子化が困難又は著しく不適当な場合

○処分通知等の電子化に関する事項を規定します。

- ・処分通知等に用いる電子情報処理組織の範囲及び記録方法
- ・処分通知等を受ける旨の表示の方式として、識別番号・暗証番号の入力又は届出の方法
- ・電子署名及び電子証明書の添付による氏名又は名称を明らかにする措置並びに電子化が困難な場合

○縦覧等及び作成等の電子化に関する事項を定めます。

- ・電磁的記録による縦覧等の方法として、インターネット、公衆の閲覧に供する端末表示又は書面による方法
- ・書面等に代えて、ファイルへの記録又は磁気ディスク等により電磁的記録を作成する方法
- ・電子署名及び電子証明書の添付による作成等の真正性確保の方法

○適用除外及び委任に関する事項を定めます

- ・対面確認や原本確認が必要な手続、書面の備付け・携帯・提示が必要な手続等を適用除外とし、その他必要な事項は市長が別に定めることとします。

(3) 施行年月日 令和8年10月1日

5. 意見募集期間

令和8年6月22日（月）から7月15日（水）まで

6. 意見提出方法

市ウェブサイトの申し込みフォームから申し込むか、任意の様式に①表題「条例（案）」「規則（案）」②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入の上、持参か郵送、ファクスか電子メールで提出。

- ・直接持参する場合：恵那市役所 情報政策課（本庁舎 3階）
- ・郵送の場合：〒509-7292（住所不要）情報政策課 宛
- ・ファクスの場合：0573-26-4799
- ・電子メールの場合：jouhou@city.ena.lg.jp

【お問い合わせ】

恵那市役所 情報政策課
電話番号：0573-26-2111

「恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する
条例（案）」

恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第1項の規定に基づき、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）条例等 市の条例及び市の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条の規定により、岐阜県の条例の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する岐阜県の条例及び岐阜県の執行機関の規則をいう。

（2）市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律、法律に基づく命令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

（3）書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

（4）署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

（5）電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定め

るものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名

等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をする

ことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報システムの整備)

第9条 市の機関等は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、情報システムを整備するものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関等は、情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事

務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(情報通信技術を利用する手続等の公表)

第 10 条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

「恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
施行規則（案）」

恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和8年恵那市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市長等が所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又はこれに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（市長が指定するものに限る。）

（2） 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（3） 電子証明書 申請等を行う者又は市の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を、市長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）
- (3) その他当該申請等に係る市長が定める事項

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する電子証明書

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって

規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料等の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機(市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、市の機関等に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第 10 条 条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第 8 条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出
(処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第 11 条 条例第 4 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することとする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第 12 条 条例第 4 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合
(電磁的記録による縦覧等)

第 13 条 市長等は、条例第 5 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 14 条 市長等は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

(作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第 15 条 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

(適用除外)

第 16 条 条例第 7 条第 1 号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定める手続等は、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項について対面により確認をする必要があると市長等が認める手続
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める手続
- (3) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある手続
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある手続
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続

(条例第 8 条に規定する規則で定める書面等及び措置)

第 17 条 条例第 8 条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）第 5 条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第 8 条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、市長等の所管に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。